

(3) 転勤・転職などで特別徴収を継続する場合

転勤先で引き続き特別徴収を継続する場合の記入例

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書										年度	1	右から 番号を 記入	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
受付印 (宛先) 津市長 令和8年10月2日提出		所在地 〒514-8611 津市西丸之内23番1号		フリガナ カブシキガイシャ アノツコウギョウ										特別徴収義務者 指定番号 123456789		宛名番号 9	
給与支払者 特別徴収者		氏名又は名称 株式会社 あのつ工業		個人番号(マイナンバー) 又は法人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9										所属 総務課		氏名 津市 一郎	
フリガナ ツシ ヨシコ		氏名 津市 美子		生年月日 元号 3 ← 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 30 年 7 月 7 日		特別徴収税額 (年税額)		徴収済額 (納付済額)		未徴収税額 (ア) - (イ)		異動 年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
個人番号 (マイナンバー) 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		受給者番号 TSU003		1月1日 現在の住所 津市西丸之内23番5号		異動後の 住所 同上		6 月分から 9 月分まで		10 月分から 5 月分まで		R 8 年 9 月 30 日		2 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c		1 1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入	

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)

特別徴収義務者 指定番号	987654321	新規	法人番号	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	新しい勤務先へは、月割額 <u>20,000</u> 円を	
所在地	〒514-0073 津市殿村5番地	担当者 連絡先	所属	人事課	10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
フリガナ	ツシカンコウ ユウゲンガイシャ	氏名	三重 次郎	受給者番号		ABC001
氏名又は名称	津市観光 有限会社	電話	059-229-0000 内線(1111)		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

② 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動 <input type="checkbox"/> 2. 異動 <small>【注】 1月一括徴収</small>	特別徴収継続の場合、新しい勤務先での特別徴収開始月や担当者名等を聞きとっていただき、前特別徴収義務者様にてご記入ください	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
----	---	---	---------------	--------------------------	---

③ 普通徴収(本人納付)の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため <small>【注】 1~3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。</small>	※市町記入欄
----	---	--------

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。
 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
 ※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

異
三
重
県
内
全
市
町
共
通
様
式

して、三重県提出の他の市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正